

令和5年度三原市こどもおしごと学びの拠点づくり業務仕様書

1 業務名

令和5年度三原市こどもおしごと学びの拠点づくり業務

2 履行期間

契約の日から令和6年3月31日まで

3 業務の目的

本市では、「みはら子育て応援プラン（第2期三原市子ども・子育て支援事業計画）」において、基本目標のひとつに「子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり」を掲げ、学校・地域・家庭などが連携・協力した体験活動の充実に取り組んでいる。

子どもたちの将来に向けては、学習指導要領においてキャリア教育の充実が明示され、子どもたちが将来、職業を選択するうえでは、学校・教育現場での取組に加え、多様な仕事・職業があることを知る機会の充実が必要である。

このため、本業務では、「仕事」・「職業」をテーマに、子どもたちが楽しみながら、学ぶことができる拠点づくりに取り組み、将来に向けて視野を広げるきっかけづくりと子どもの成長を支援するものとする。

4 業務内容

児童館「ラフラフ」の談話ホールを活用し、多様な仕事・職業について学ぶことができる、子ども向けの映像を中心とするコーナーを設置（以下、「映像等コーナー」。表1のとおり）する。

表1 映像等コーナーの概要

	項目	内容	備考
1	設置場所	児童館「ラフラフ」談話ホール（約117㎡） 住所：三原市城町一丁目2番1号 ペアシティ三原西館2階	別紙資料を参照
2	内容	・プロジェクター等による映像コーナーの設置 ・子どもが仕事・職業に興味・関心を持ち、学ぶこと できる展示 など	
3	対象	・主に、小学生（中学年・高学年） ・必要に応じて、小学生（低学年）や中学生、小学校就学前の子どもも対象	
4	設置期限	令和5年7月末まで	

(1) 映像等コーナーの設置

ア コンセプトの作成

映像等コーナーを子ども向けの仕事・職業に関する「学びの拠点」とするためのコンセプトを作成すること。

イ 映像等コーナーの設置

コンセプトを基に、コーナーのデザイン・レイアウトを作成のうえ、子どもが親しみやすいコーナーとなるよう装飾等を行うとともに、必要な備品等（例：プロジェクター、ベンチ、展示パネル、展示ケース等。※プロジェクター等の映像を投影する装置は必須とする。）の購入・設置や、改修等を実施すること。

なお、発注者では、改修の範囲として、談話ホールの壁紙・床面の改修（貼り替え等）、プロジェクター等の備品や照明設備等の設置に伴う改修（電気設備等）を想定しているが、その他の提案を妨げるものではなく、実施に当たっては、実現可能性を含め別途協議するものとする。

ウ その他留意事項

(ア) 映像等コーナーの装飾、改修、備品の購入・設置等に係る手続きや費用負担等の全てを、受注者が実施すること。

(イ) 映像等コーナーに設置する備品等は、リースではなく、本業務内で購入すること。

(ウ) 現在談話ホールは、机・イス等を設置し、小中高生や保護者同士の交流の場となっていることから、その機能を維持したうえで、映像等コーナーを設置すること。

(2) コンテンツの制作・活用等

ア コンテンツの制作

企業・事業者等との調整・取材のうえ、次の映像を制作すること。

なお、関係者及び関係場所の撮影許可取得、日程調整等の、撮影当たり必要となる全ての手続きは、受注者が行うこと。

(ア) 子ども向けに仕事・職業を紹介する映像（月2本以上作成）

(イ) 別途開催する「こどもおしごとチャレンジ講座」の告知・講座の様子（アーカイブ）の映像（月2本程度作成）

(ウ) 企業やその取組、従業員の働く様子、先端技術の紹介などの映像（月2本以上作成）

イ 制作した映像の放映

制作した映像は、映像等コーナーで放映すること（月4回程度更新）。また、WEB媒体による動画配信が可能なものとし、市に提供すること。

ウ その他映像の活用

制作した映像は、多様な媒体や機会を利用して活用・発信すること。

(3) 展示の実施

映像の制作に加え、子どもが仕事・職業に興味・関心を持ち、学ぶことできる展示（仕事・職業に関係する物品の展示や展示パネル等の作成）について検討・実施すること。

(4) その他独自提案

上記(1)から(3)のほか、本業務に関係する効果的な取組について提案し、発注者と協議のうえ実施すること。

5 打ち合わせ協議等

- (1) 本業務の履行に係る打ち合わせ協議は、業務の実施段階に応じて適宜行うものとする。
なお、委託期間の途中において発注者が報告を求める場合は、それに応じること。
- (2) 打ち合わせ協議の結果は、受注者が記録・整理のうえ、当該打ち合わせ協議後、速やかに発注者に提出すること。

6 委託料上限額

6,000 千円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）

7 個人情報の取扱い及び守秘義務

- (1) 個人情報の保護
本業務を実施する上で個人情報を取り扱う場合には個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）及び三原市個人情報保護条例（平成 17 年条例第 13 号）を遵守すること。
- (2) 守秘義務
本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

8 報告書等

本業務に関する作成物、購入備品、設備、成果品等の管理及び権利の帰属は、全て発注者とする。受注者は、次のとおり成果品を納品すること。

- (1) 業務報告書 1 部
- (2) 本業務の収支報告書 1 部
- (3) 業務成果に係る電子データ（Microsoft Word, Microsoft Excel, Microsoft PowerPoint のいずれかの形式で保存した CD-R 等） 1 枚
- (4) 本業務に関する作成物等 現物

9 その他

- (1) 受注者は、発注者と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 受注者は、当該委託業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに発注者に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (3) 受注者は当該委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず発注者に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (4) 業務の一部の再委託をする場合は、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。
- (5) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議することとする。